

東戸塚駅行政サービスコーナー 窓口広告募集のご案内（平成24年2月期版）

1 募集期間

平成24年2月6日（月）から2月17日（金）まで

2 募集広告規格

B2版ポスター（縦728mm×横515mm ※縦長です）

3 募集枠数

計2枠（なお、1事業所様が複数枠申し込まれることも可能です。）

4 広告掲出箇所

東戸塚駅行政サービスコーナー（JR東戸塚駅東口）入口正面の受付窓口カウンターの正面

5 広告掲出期間

平成24年4月1日から平成25年2月28日まで

（3、6、9、11か月間からお選びください）

6 広告掲出料（6か月間の場合）

枠数	広告掲出料 総額(※)	枠単価
1枠	18,000円	@ 3,000円/枠・月
2枠	33,000円	@ 2,750円/枠・月

※ すべて行政財産の目的外使用料を含みます。

7 ご希望が重複した場合

別紙「東戸塚駅行政サービスコーナー窓口広告掲出要領」第8条に定めます各広告主様の順位に基づき決定することとし、最優先とならなかった広告主様とは個別に調整をさせていただきます。

8 応募方法

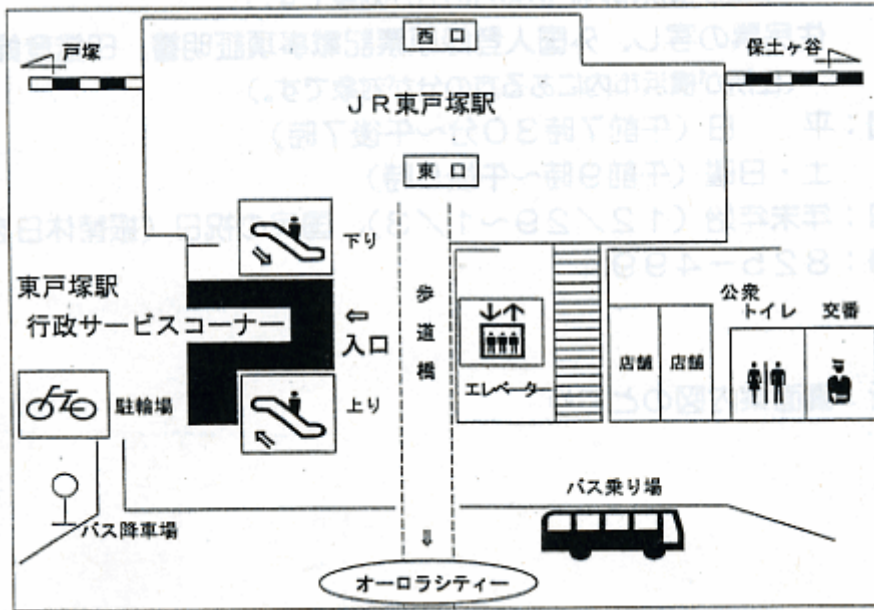
別紙応募用紙にて、Eメール、FAXまたは直接提出にて応募ください。

9 その他

別紙「東戸塚駅行政サービスコーナー窓口広告掲出要領」によります。

お問合せ先 戸塚区役所総務課 担当 斉藤、中村
横浜市戸塚区戸塚町157-3
電話 045(866)8306
FAX 045(881)0241
Eメール to-yosan@city.yokohama.jp

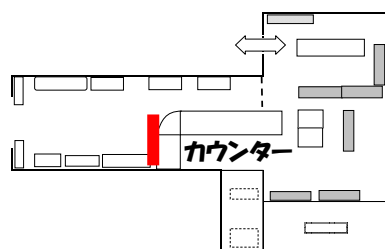
東戸塚駅行政サービスコーナー位置図



東戸塚駅行政サービスコーナー内部



広告配置図



東戸塚駅行政サービスコーナー窓口 広告募集
応募用紙

平成 年 月 日

(応募先)
戸塚区長

事業所名
代表者名
所在地
(業種)

次のとおり、東戸塚駅行政サービスコーナー窓口広告募集に応募します。

募集案件	東戸塚駅行政サービスコーナー窓口広告
募集期間	平成24年 2月期募集 (平成24年2月6日から2月17日)
広告掲出期間	平成24年4月1日から(最長 平成25年2月28日まで) 【 3か月間・6か月間・9か月間・11か月間 】 (いずれかの期間に○をお付けください)
掲出枠数	_____枠 (希望枠数を記入してください)
事業所担当者名 電話 FAX Eメールアドレス	() ()

東戸塚駅行政サービスコーナー窓口広告掲出要領

制 定 平成18年2月24日

(目的)

第1条 この要領は、東戸塚駅行政サービスコーナーの窓口にて、民間企業等の広告を掲出する場合における必要事項について定めるものとする。

(広告掲出の範囲)

第2条 掲出できる広告の範囲については、戸塚区広告パートナー制度要綱の規定を適用する。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は紙製B2版ポスターとする。ただし、区長が特に認める場合にはこの限りでない。

(広告掲出位置)

第4条 広告は、東戸塚駅行政サービスコーナー窓口の前面に掲出する。

(広告掲出期間)

第5条 広告を掲出する期間は、1か月単位とする。

(広告掲出料)

第6条 広告主が、広告掲出に伴い区に納入する「広告掲出料」は、次の各号に定めるものを合算したものとす。

- (1) 「広告料」(広告取扱いに係る料金で、類似広告の市場価格等を勘案して別途区長が定めるものとする。)
- (2) 「使用料」(広告の設置に伴う行政財産の目的外使用許可に係る料金で、横浜市公有財産規則の規定に従い算定したものとす。)

2 広告主は、前項に規定する広告掲出料を区長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告主の募集)

第7条 広告主の募集条件については、都度定めるものとする。

2 戸塚区広告パートナー制度要綱第13条第2項の規定に基づき、広告主の募集にあたっては、広告パートナーを優先して取り扱うものとする。

(広告主の選定)

第8条 同一の掲出箇所に複数の応募があった場合は、次の順位に基づき選定を行う。なお、同順位の中では、掲出希望する月数と枠数の積が大きいものを優先できるものとする。

- (1) 広告パートナー
- (2) 前号に規定するもの以外の企業、商店及び工場等で、市内に事業所等を有するもの
- (3) その他の企業、商店及び工場等

2 前項の規定によっても、応募者の競合がなお解消されない場合は、抽せんにより選定する。

(行政財産の目的外使用許可)

第9条 広告主が広告を設置するときは、事前に横浜市公有財産規則に基づく行政財産の目的外使用許可を受けなくてはならない。

2 前項に定める申請に係る手続、取扱い及び使用料に関しては、横浜市公有財産規則の規定に従うものとする。

(広告掲出に関する協定)

第10条 区は広告主から行政財産の目的外使用許可申請を受ける前に、広告主との間に、広告の取扱いに関して定めた「広告掲出に関する協定」を交わさなければならない。

(広告の作成)

第11条 広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の掲出及び撤去)

第12条 広告の掲出及び撤去に関する作業は原則として広告主が行う。ただし、区との協議の結果、区が行うこともできることとする。

2 広告主は、掲出する広告を掲出開始日の1週間前までに、戸塚区総務部区政推進課に持ち込み又は郵送により提出するものとする。

3 区は掲出される広告の周辺に、掲出物が広告である旨を表示するものとする。

(き損・汚損時の対応)

第13条 広告がその掲出期間中に何らかの理由でき損し、又は汚損した場合は、広告主がその負担により原状復帰するものとする。

(広告内容等の修正)

第14条 区長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等に違反している若しくはそのおそれがある、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、いつでも広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、広告の内容等を変更するときは、原則として変更の2週間前までに戸塚区総務部区政推進課と協議するものとする。

(広告掲出の取り消し)

第16条 区長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告の提出がないとき

(3) 第14条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき

(4) その他、広告掲出を継続することが適切でないと区長が判断したとき

(広告掲出の取り下げ)

第17条 広告主は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は書面により区長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合、納付済の広告掲出料は返還しない。

(広告掲出料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲出を取り消したときは、納付済の広告掲出料を当該広告掲出者に還付する。

2 第6条第1項第1号に定める広告料の還付は、掲出を取り消した月以降の納付済月額的全額とする。ただし利子を付さないものとする。

3 第6条第1項第2号に定める使用料の還付は横浜市公有財産規則の規定に従うものとする。

(事故責任)

第19条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

(1) 当該事故が区に起因するときは区が補償する。

(2) 当該事故が区に起因しない場合は広告主が補償する。ただし、広告主は当該費用を事故の責任を有する者に請求することができる。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、区長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、広告掲出に関して必要な事項は横浜市公有財産規則、横浜市広告掲載要綱及び戸塚区広告パートナー制度要綱の規定に従うものとする。

第22条 前条に定めるもののほか、広告掲出に関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月24日から施行する。